

(設置)

第1条 本市の学校給食における現状や課題等について、有識者等からの意見を広く聴取し、学校給食の適正かつ円滑な運営に反映するため、高松市学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校給食における食育の推進に関すること。
- (2) 学校給食における安全管理・衛生管理に関すること。
- (3) 学校給食業務における運営方式の検証に関すること。
- (4) 学校給食費に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。

2 運営委員会は、前項に係る委員からの意見を教育長に報告する。

(組織)

第3条 運営委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高松市立小・中学校長の代表
- (3) 高松市立小・中学校の保護者代表
- (4) 高松市立小・中学校の栄養教諭・学校栄養職員
- (5) 高松市学校薬剤師会の代表
- (6) 高松市学校給食調理員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、当該日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 運営委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 運営委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、教育委員会教育局保健体育課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 この要綱による最初の運営委員会の会議及び委員の任期満了後における最初の運営委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。